

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月 8 日
【届出者の氏名又は名称】	S B I N M 合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6229-0100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表社員 S B I E R 株式会社 職務執行者 西川 保雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	S B I N M 合同会社 （東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

- （注 1） 本書中の「公開買付者」とは、S B I N M 合同会社をいいます。
- （注 2） 本書中の「対象者」とは、BASE株式会社をいいます。
- （注 3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- （注 4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注 5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注 6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注 7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注 8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注 9） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月31日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、公正取引委員会から2026年9月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年9月4日に受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、これらの書面を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

7 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

12 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

7 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

< 前略 >

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「12その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第 9 項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の 8 第 2 項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2026年 9 月 4 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2026年 9 月 4 日に受領したため、2026年 9 月 4 日をもって措置期間は終了しており、また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から18日間に短縮する旨の2026年 9 月 4 日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年 9 月 4 日に受領したため、2026年 9 月 4 日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年 9 月 4 日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第1229号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 2026年 9 月 4 日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第1230号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年8月31日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(2) 排除措置命令を行わない旨の通知書及び禁止期間の短縮の通知書

公開買付者は、公正取引委員会から2026年9月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年9月4日に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、これらの書面を本書に添付いたします。